

## 相続税の2割加算について ～2割加算の適用を受ける人～

令和2年7月作成



相続税が課税される人は「相続」「遺贈」「死因贈与」「相続時精算課税（贈与税の特例）」により財産を取得した人です。相続自体の制度が、祖父母⇒父母⇒子⇒孫……のように、尊属から卑属へと代々財産が受け継がれることを前提として作られています。そのため、相続税自体もこの考え方をベースに制度設計されているのですが、何らかの理由により、このように代々財産が受け継がれないことがあります。そして、**何らかの理由により法律が想定している順番と異なる人が相続等により財産を取得した場合には通常の相続税より、2割税額を加算して納める必要があります。**通常「相続税の2割加算」などと呼ばれています。具体的には**財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含みます。）及び配偶者以外の人である場合が該当します。**

それではこの2割加算の対象となるケースを見ていきましょう。

- ① 被相続人の孫を被相続人の養子とした場合の当該養子（代襲相続人に該当する場合を除く。孫以外の養子は2割加算の必要なし）
- ② 被相続人に子がない場合に相続人となった**祖父母**
- ③ 被相続人に子がない場合に相続人となった**兄弟姉妹**（当該兄弟姉妹が既に亡くなっていることによる代襲相続人である**甥姪**を含む）

わかりやすく図で見ると、**図の中で白くなっている人は2割加算の必要がない方で、色が塗られている人が2割加算の必要がある人**です。また、この図の中には出てきませんが、遺言等で親族ではない方が財産を遺贈により取得した方ももちろん2割加算が必要になります。

②のケースはそれほど多くはないと思います。①のケースはよくあるケースの一つですが、課税関係がとても複雑になるケースがあるので、次回お話いたします。これらの中で**最近増えているのが③のケース**です。

最近では生涯未婚率が高くなり、また、結婚しても子供がいない（作らない）夫婦も増えてきています。不幸にも子供が親より先に無くなってしまいうケースもあります。そのため、③のようなケースが増えてきているのです。

図を見ていただくとわかる通り、2割加算の対象にならない人のほうが少ないので、こちらを覚えておくほうが分かりやすいでしょう。今回は①のケースについてお話します。

